

# 提出書類チェックリスト

## ご注意

- 不備書類や審査結果によっては被扶養者として認定できない場合があります。
- 資料の追加提出をお願いすることがあります。  
被扶養者としていたい方（以下「対象者」とする）の状況によって新たに資料の提出をお願いすることがあります。
- 扶養の事実が発生した日から30日以内（※1）に届出をしてください。  
事実が発生した日から30日以内に行わなかった場合、認定日は「[認定用]被扶養者申告書」の提出日（※2）となります。  
提出日が確認できない場合は、共済組合に到着した日が認定日となります。  
※1 30日以内とは事実が発生した日の翌日から起算する。  
※2 郵便の差出日（普通郵便の場合は切手の消印、記録郵便の場合は引受日）

認定事由

出生  
組合員の採用  
扶養替

被扶養者としていたい対象者

子（別居・中学生まで）



証明書類は、提出から3か月以内に発行されたものを提出してください。

確認事項	必要書類（対象者のもの）	摘要	発行元 （様式掲載元）	チェック欄
全員必須	【認定用】被扶養者申告書	必要事項を記入 「扶養に関する申立書」欄に組合員が扶養しなければいけない理由を明記	共済センターHP 様式あり	<input type="checkbox"/>
	対象者及び組合員世帯の 住民票(写) (1部ずつ)	記載内容が次の条件に合致していることを確認 1 対象者を含む世帯全員が記載されているもの 2 マイナンバー、本籍が記載されていないもの	市区町村役場	<input type="checkbox"/>
	戸籍謄本(写)	組合員との続柄がわかるもの		<input type="checkbox"/>
	送金の事実確認ができる資料	毎月1回以上、金融機関を経由し、送金元が組合員かつ送金先が認定対象者であることが確認できる方法で送金していること	金融機関の 通帳等	<input type="checkbox"/>
出生以外 必須	前健保の資格喪失証明書 (出生時は不要)	次のいずれか 1 以前加入していた健康保険の資格喪失証明書(写) 2 市区町村発行の国民健康保険証(写) ※市区町村以外の国保の場合は、写しではなく資格喪失証明書(写)	1 は以前加入していた健康保険組合など  2 は市区町村役場	<input type="checkbox"/>



次頁もご確認ください。



組合員が配偶者より収入が高いこと、生計維持関係の確認をしてください。

**生計維持関係の確認！**

被扶養者としていたい人	確認対象者
子	配偶者

【以下該当のみ**必須**】

誰の	必要書類	摘要	発行元 (様式掲載元)	チェック欄
組合員 と 配偶者	直近の所得証明書	収入の有無に関わらず必要 市区町村により名称が異なる場合あり(課税証明書など)	市区町村役場	<input type="checkbox"/>
	給与等証明書 [認定用]	現在の勤務先に記入依頼	共済センターHP 様式あり	<input type="checkbox"/>
	直近の確定申告書一式(写)	給与・年金収入 <b>以外の収入がある場合</b> 収支内訳書 または 青色申告決算書含む全ページ	税務署	<input type="checkbox"/>



**配偶者がいない場合**

確認事項	必要書類	摘要	発行元 (様式掲載元)	チェック欄
配偶者と「離婚」または「死別」、「配偶者不在」	戸籍謄本	「離婚日」と「親権が組合員にあること」または「死亡日」。もしくは「配偶者がいないこと」、「親権が組合員にあること」が確認できるもの。	市区町村役場	<input type="checkbox"/>

最後にもう一度確認！

- ・被扶養者として認定可能な対象者か
- ・申告書に記入漏れはないか
- ・必要な書類をそろえることができたか



提出は、会社を介さず**直接共済センターへご提出**ください。